

平成 30 年度第 4 回(第 177 回)隠岐の島町教育委員会会議録

1. 開催日時 平成 30 年 7 月 26 日午前 9 時 30 分
2. 開催場所 隠岐の島町教育委員会 会議室
3. 出席者 教育長 村尾 秀信
教育委員 野津 幸恵
教育委員 大津 義文
教育委員 山下 豊範
教育委員 嶽野 慶子
4. 欠席者 なし
5. その他の出席者 事務局職員 総務学校教育課長 池田 茂良
事務局職員 社会教育課長 吉田 隆
事務局職員 中央公民館長 高梨 勇光
事務局職員 総務学校教育課長補佐 村上 静夫
6. 開会宣言 事務局職員が出席者の確認をした後、教育長は開会を宣言した。
7. 教育長報告 教育長は前回の教育委員会の会議から本日までの主な事項を報告した。
－報告要旨－
 - 7 月 7 日、磯小学校で七夕コンサートが開催された。今回の開催をもって本学校行事は幕を下ろす予定である。
 - 7 月 12 日、学校・教委連絡会を開催した。
修学旅行の補助交付基準について、今後の補助のあり方等を学校長より意見を聴取した。
学校が避難所となった際の対応について、役場総務課の危機管理室と連携して避難所運営マニュアル等の検討をすることを各学校長に提案した。
 - 7 月 18 日、五箇中学校ペレットボイラー導入工事の入札を行い、既に落札業者と契約を締結した。
 - 7 月 21 日、竹島問題意見交換会に、内閣府特命大臣が来町した。内閣官房領土・主権対策企画調整室長に、本町の(『ふるさと隠岐』)を紹介した。
 - 7 月 25 日、八角部屋、伊勢ノ海部屋の力士が 40 名ほど合宿のため来町した。
－質疑応答－
 - なし
8. 議 事
【議第 1 号】 隠岐の島町教育委員会事務評価委員会への諮問について

「隠岐の島町教育委員会事務評価委員会への諮問について」事務局職員の説明の後、審議した。

－説明要旨－（総務学校教育課長）

- 隠岐の島町教育委員会事務点検及び評価実施要綱の規定により、教育委員会が事務評価委員会へ諮問することとなっているので審議を求める。諮問事項は、要綱第2条のとおり教育委員会の権限に属する平成29年度に実施した事務となる。諮問理由は、要綱第3条の規定による。報告期限は、10月15日までとしたい。10月及び11月の教育委員会の会議で審議し、12月の町議会に報告したい。

－質疑応答－

（嶽野教育委員） 昨年度、事務評価委員を務めさせていただいた。去年の報告を受けて、今年度に活用したことがあるか。

（総務学校教育課長） 去年の事務評価委員会の開催が非常に遅くなったこと、また、教育委員会で審議することが遅くなったことにより、平成30年度事業に反映することは時期的に難しい状況であった。そのため、今回は12月までには総括して、平成31年度の実施には反映させたいと考えている。ただ、昨年度評価いただいたことについては、今年度事業の実施に当たって少しずつでも反映するよう取り組んでいる状況である。

（嶽野教育委員） せっかく評価をしていただくので、しっかり活かしていくべきと考える。

（大津教育委員） 9月の町議会に事務評価に関する報告書を提出することは日程的に困難と考える。今年度の事務評価に関する日程は過去の反省を踏まえており、妥当と考える。

（総務学校教育課長） 本来であれば、9月の町議会に報告書を提出したいところであるが、日程的に難しいため、12月の町議会に報告すると今回提案した日程が妥当と判断される。

（野津教育委員） 予算が絡むことであるので、評価にあったことを次年度にすぐに活かすというのは難しいと思われるが、各担当が評価内容にしっかり目を通し、可能な部分からでも事務に反映させるべきだと考える。

－審議結果－

- 審議の後、全員の挙手により原案のとおり議決した。

【議第2号】 隠岐の島町いじめ防止基本方針の改訂について

「隠岐の島町いじめ防止基本方針の改訂について」事務局職員の説明の後、審議した。

－説明要旨－（総務学校教育課長）

- 国、県がいじめ防止基本方針を改訂したことを受け、隠岐の島町いじめ防止基本方針を改訂したいので審議を求める。本改訂案については、7月13日に隠岐の島町いじめ防止対策連絡協議会を開催し意見を求めたところである。「幼児期の取組」、「特に配慮が必要な児童生徒への対応」、「いじめに係る行為が止んでいること」、「被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」、「インターネット上のいじめへの対応」等が追加となった。

いじめ防止基本方針は町長が定めるということとなっているため、本会議の審議の後、町長に提案をし、改訂した方針を決定とした後に、町議会に報告するという流れになる。

－質疑応答－

（山下教育委員） 基本方針に「すべての教職員の共通理解を図るため、年に複数回、いじめの問題に関する校内研修を実施するよう、取組を促す」とあるが、今までに校内研修を行ったことはあるか。

(教育長) 学校教員の指導にあたっては総務学校教育課所属増本指導主事に発言を求める。

(指導主事) 学校では基本方針を確認するための研修を毎年4月当初に実施している。今回の町の方針が変わることについては、学校・教委連絡会で伝えており、あわせて学校の方針についても改訂をお願いしている。また、研修については、国内の事例を教育委員会から情報提供してもらうことで、その事例を取り上げて研修を行っている。

(嶽野教育委員) 今回の改定はインターネット環境等の状況が以前と変わったことによる対応として捉えられる。また、今回の改訂と直接には関係がないのかもしれないが、いじめというのは保護者の考え方、姿勢が子どもたちに影響している可能性もあるのではないかと思う。そこで、大人への人権感覚・意識等に関する啓発は社会教育の人権同和教育の領域であるため、関連事業を充実させ、大人へのいじめに対する考え方の改善が図れる体制づくりを望みたい。

(社会教育課長) 同様の観点から保護者を対象とした啓発事業についても実施したいと考えており、役場地域振興課と連携して研修会を企画していきたい。現在、町の職員への啓発についても毎年行っているところで、職員から発信していくことも重要であると思う。

－ 審議結果 －

○ 審議の後、全員の挙手により原案のとおり議決した。

9. そ の 他

【平成30年度第5回教育委員会の開催日時について】

○ 平成30年度第5回、来月8月の教育委員会の会議については、事務局職員の提案に異議がなく、8月27日月曜日午前9時30分開催することとした。

【議事録の確認について】

○ 平成30年度第3回教育委員会会議録について、委員全員により確認を行った。

10. 閉 会 宣 言 教育長は閉会を宣言した。

11. 閉 会 日 時 平成30年7月26日午後10時22分

12. 会議録作成者 総務係 室崎 純平

署名日 平成30年8月27日

隠岐の島町教育委員会 教育長 村尾秀信